

個人情報の第三者への提供について同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健保組合）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、加入者にとって利益となるもの、または健保組合等の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも加入者本人にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて加入者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては、「黙示による同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当健保組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものとし、この項目について加入者全員に通知し事前同意を得ることは、組合の負担が膨大となり皆様にとっても合理的であるとはいえませんので、この公表をもって加入者の皆様への同意の通知といたします。

この公表に同意されない場合には、書面にて当健保組合までお申し出ください。お申し出がない場合には同意していただいたものとさせていただきます。

1. 医療費通知について世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。またその通知は事業主を経由して行うこと。
2. 外傷傷病名での受診に伴う確認通知について世帯分まとめて被保険者本人に通知すること。またその通知は事業主を経由して行うこと。
3. 柔道整復師（接骨院・整骨院）で受診に伴う確認通知について、世帯分まとめて被保険者宛てに通知すること。
4. 「高齢者の医療の確保に関する法律」により特定健診・特定保健指導が義務付けられたことに伴い、健診結果から特定保健指導が必要とされる者に対し、当組合の保健師、管理栄養士、医師、看護師または当組合が委託する保険指導機関による特定保健指導を、事業主を経由して実施すること。
5. 健康保険法に基づき、重症化予防・生活習慣改善等が必要とされるものに対し、当組合の、保健師・管理栄養士または当組合が委託する保険指導機関による保健・食生活指導を事業主経由で実施すること。

なお、1. の医療費通知 2. 3. の負傷原因の確認につきましては加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項でありますので家族の方で同意されない方がいらっしゃる場合にはお申し出ください。こちらも、お申し出がない場合には同意していただいたものとさせていただきます。

また、個人情報の第三者提供に関して次の4項目については例外として本人の同意を得る必要はないとされています。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れがあるとき。